

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府大臣官房公益法人行政担当室）

項目名	特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長		
税目	印紙税		
要 望 の 内 容	<p>学校法人や公益法人、地方公共団体等（以下「公益法人等」という。）が、生徒や学生（以下「学生等」という。）に対して、無利息等の条件で貸付を行う事業については、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）（※）の貸与型奨学金と同様に、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税が非課税とされている（租税特別措置法第91条の3第2項、令和7年3月31日までの時限措置）。</p> <p>この時限措置について、以下のとおり期限の延長を要望するとともに、文言の適正化を図る。</p> <p>① 令和10年3月31日までの延長を要望する。</p> <p>② 本制度の対象となるための要件の一つとして、租税特別措置法施行令第52条の2第3項において、独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第3項の認定を受ける者と同程度の経済的理由により修学に困難があるものを対象とすること（すなわち、JASSOの有利子奨学金と同程度の家計基準を設けること）が規定されている。この趣旨は、経済的理由により修学が困難な学生等の教育費の負担軽減に寄与する事業を対象とすることにあるため、より低い世帯年収の者のみを対象とするような家計基準を設けている事業を排除していない。他方で、「同程度」という規定は、一定程度世帯年収がある者までを支援対象としなければならないかのような誤解も生じかねないことから、文言の適正化のため、「同程度」を「同程度又はそれ以下」に改めることを要望する。</p> <p>※ JASSOが実施する学資の貸与に係る業務に関する文書は、印紙税法第5条第1項第3号別表第三において印紙税が非課税とされている。</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）
	（改正増減収額）	（	— 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大学において、実施主体を問わず、何らかの給付型又は貸与型の奨学金を利用している学生は 55%（抽出調査）であるなど、奨学金の受給ニーズは高い。JASSO による奨学金事業の充実のみならず、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進し、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制の充実を図ることが必要である。</p> <p>公益法人等が行う貸与型奨学金等の教育資金貸付事業は、特定の分野・地域において修学する学生や、経済的困難以外にも困難を抱える学生を支援対象とするなど、特色ある奨学金事業を実施しており、公財政による奨学金事業を補完する重要な役割を果たしている。</p> <p>このような貸付事業について、引き続き、貸与に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施を促進するとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担を軽減するため、本措置の延長が必要である。</p>
-------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 18. 公益認定等 施策 22. 公益法人制度改革等の推進												
		政策の達成目標	民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等が活発に実施されるとともに、学生等が自らのニーズに合った貸付事業を利用する際の負担が軽減され、社会全体で意欲と能力のある学生等を支える体制が充実する。												
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで												
		同上の期間中の達成目標	本措置が適用される事業の更なる件数の拡大に努める。												
		政策目標の達成状況	<p>JASSO による奨学金受給ニーズはもとより、公益法人等が実施する奨学金の受給ニーズは依然として高く、引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の促進を図る必要がある。</p> <p>（参考）非課税措置の実績（）内は公益法人の内数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 3 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>令和 5 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595 (62)</td> <td>587 (69)</td> <td>582 (70)</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568 (4,063)</td> <td>12,746 (4,707)</td> <td>12,478 (3,955)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和 6 年 7 月時点の対象事業数は 635 事業（うち公益法人 75 事業）</p>				令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)	対象文書件数	12,568 (4,063)
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度												
対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)												
対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)												

有効性	要望の措置の適用見込み	今後、毎年約1万3千件の文書について本措置が適用されるものと見込まれる。(直近3カ年の令和3年度～令和5年度実績をもとにした推計)																
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	公益法人等が学生等に対して無利息等の条件で貸付を行う事業の借用証書等に係る印紙税を非課税とすることで、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金事業等の実施が促進され、経済的支援を必要としている学生等の支援の選択肢が広がり、一層の負担軽減に寄与する。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	都道府県又は公益法人が都道府県に代わって実施する奨学金事業に係る印紙税の特例措置(租税特別措置法第91条の3第1項)																
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	公財政による奨学金事業を補完するものとして、民間事業者等の創意工夫を活かし、専門人材の育成等のための各業界のニーズ等にも即応した経済的に困難な学生等の支援事業を促進することが必要であり、そのための施策として、公益法人等が無利息等の条件で貸付を行う事業について、貸与者又は借受人が作成した文書(借用証書等)に課される印紙税を非課税とすることは妥当性がある。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>令和5年度末時点で、582事業(うち公益法人70事業)が本制度の非課税措置の対象として確認を受けている。本措置の適用により、平成28年度からの合計で105,568件(うち公益法人41,175件)の文書に係る印紙税が非課税となっており、同年度からの合計で131,417,600円(うち公益法人52,680,600円)分の印紙税が非課税となった。</p> <p>()内は公益法人の内数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業実施年度</th> <th>対象事業数</th> <th>対象文書件数</th> <th>非課税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>595 (62)</td> <td>12,568件 (4,063件)</td> <td>16,148,200円 (5,131,400円)</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>587 (69)</td> <td>12,746件 (4,707件)</td> <td>15,167,800円 (5,852,400円)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>582 (70)</td> <td>12,478件 (3,955件)</td> <td>14,969,600円 (4,702,200円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各年度末時点の実績 ※令和6年7月時点の対象事業数は635事業(うち公益法人75事業)</p>	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額	令和3年度	595 (62)	12,568件 (4,063件)	16,148,200円 (5,131,400円)	令和4年度	587 (69)	12,746件 (4,707件)	15,167,800円 (5,852,400円)	令和5年度	582 (70)	12,478件 (3,955件)	14,969,600円 (4,702,200円)
	事業実施年度	対象事業数	対象文書件数	非課税額														
令和3年度	595 (62)	12,568件 (4,063件)	16,148,200円 (5,131,400円)															
令和4年度	587 (69)	12,746件 (4,707件)	15,167,800円 (5,852,400円)															
令和5年度	582 (70)	12,478件 (3,955件)	14,969,600円 (4,702,200円)															
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本制度の非課税措置の適用を受けている事業において、令和5年度の1年間で、12,478件の文書が作成され、1件あたり平均1,200円(総額14,969,600円)の印紙税が非課税となっており、経済的支援を必要としている学生等が、民間事業者等の創意工夫を活かした貸与型奨学金等を利用しやすくする効果があった。												
	前回要望時の達成目標	公益法人等による奨学金貸与に係る印紙税を非課税とすることで、多様なニーズに対応する奨学金事業が活発に実施されることを通じて、民間資金を活用した奨学金事業の促進を図る。												
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>対象事業数が着実に増加しており、JASSOによる奨学金受給ニーズはもとより、公益法人等が実施する奨学金の受給ニーズも依然として高い。引き続き、民間事業者等の創意工夫を活かした貸付型奨学金事業等の促進を図る必要がある。</p> <p>(参考) 非課税措置の実績 ()内は公益法人の内数</p> <table border="1" data-bbox="563 750 1487 913"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象事業数</td> <td>595 (62)</td> <td>587 (69)</td> <td>582 (70)</td> </tr> <tr> <td>対象文書件数</td> <td>12,568 (4,063)</td> <td>12,746 (4,707)</td> <td>12,478 (3,955)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年7月時点の対象事業数は635事業(うち公益法人75事業)</p>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)	対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度											
対象事業数	595 (62)	587 (69)	582 (70)											
対象文書件数	12,568 (4,063)	12,746 (4,707)	12,478 (3,955)											
これまでの要望経緯		平成28年4月1日 新設 平成31年度税制改正 延長(～令和4年3月31日まで) 令和4年度税制改正 延長(～令和7年3月31日まで)												